

令和8年度

目黒区特定教育・保育施設

(私立認可保育所)

集団指導

【保育内容編】

目黒区子ども若者部保育計画課 保育施設指導検査係



# 主な内容

---

1 令和7年度の主な文書指摘事項及び口頭指導事項

---

2 令和7年度の主な助言事項

---

(1) 安全対策について（各記録の内容等について）

---

(2) 保育の記録について

---

(3) 衛生面について

---

(4) 人権に配慮した保育について

---

(5) その他

---

# 1 令和7年度の 主な文書指摘事項及び口頭指導事項

# 文 書 指 摘



# 1 令和7年度 指導検査 文書指摘事項

## 保育士が適正に配置されていない

常勤の保育士を各組や各グループに1名以上配置していない。4件

### <内容>

- 朝の時間帯において、非常勤2名で保育をしていた。
- 保育士2名が必要な時間に、常勤保育士が1名しかいなかった。

認可保育所においては、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者又は東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第5項に定める者が各組や各グループに1名以上配置されていること（当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）とされている。

### 常勤保育士を適正に配置してください

【根拠】 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第43条、  
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第16条  
平成10年3月31日 9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」 第2-4（1）

# 保育士が適正に配置されていない

登園している児童に対して必要な人数の保育士を配置していない。2件

## <内容>

- ・現に登園している児童に対して保育に直接従事する職員が不足している日が確認された。

保育に直接従事する職員は、現に登園している児童に対して、「保育所設置認可等事務取扱要綱」に定める計算式により算出した数以上の数を配置する必要がある。

**子どもの安心・安全のため、保育士の過度な負担とならないよう、  
必要保育士数を確認し、保育士を適正に配置してください**

【根拠】 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第43条、  
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第16条  
平成10年3月31日 9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱  
要綱」 第2-4(1)

# 保育士が適正に配置されていない

保育士を常時2人以上配置していない。1件

## <内容>

- 保育士1名だけで5歳の児童2名、2歳の児童1名の合計3名に対し保育を行っていた。

保育に直接従事する職員は、開所時間中においては、現に登園している児童に対して、事務取扱要綱に定める計算式により算出した数以上の数を配置し、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

**子どもがいる時間は、常勤保育士を含めた2人体制を確保してください。**

【根拠】 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第43条、  
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第16条  
平成10年3月31日 9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱  
要綱」 第2-4(1)

# 1 令和7年度 指導検査 文書指摘事項

## 保育内容の自己評価を行い結果を公表していない

### <内容>

- 保育所の自己評価を行っていなかった。

保育所は、自らその行う児童福祉法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、保育所の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。

**全職員による共通理解をもって取り組むよう留意するようにしてください。**

【根拠】 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
第47条、保育所保育指針第1章3（4）イ（5）第5章1（2）

# 1 令和7年度 指導検査 文書指摘事項

## 入所時の健康診断が未実施である

### <内容>

- ・現4, 5歳児クラス全員分の入所時の健康診断を行った記録がなく、健康診断を行った確認ができなかった。

認可保育所の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

**入所時の健康診断を必ず行い記録を保管してください。**

【根拠】学校保健安全法第11条・第13条・第17条、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第14条

# □ 頭 指 導



# 1 令和7年度 指導検査 口頭指導事項

児童の事故防止への配慮が不十分である。

<内容 ~午睡~>

- 1歳児がうつぶせ寝のまま1時間以上、体位を変えていない状況があり、事故防止への配慮が不十分であった。
- 当日、0歳の午睡チェックを5分ごとに行っていなかった。  
2歳児の午睡チェックが1名もれていたらほか、20分チェックがされていなかった。

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、あおむけ寝に寝かせ睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を遵守する必要がある。

児童の事故防止の観点から必要な配慮について、職員に周知徹底し、子どもの安全が守れるようにしてください。

# 1 令和7年度 指導検査 口頭指導事項

児童の事故防止への配慮が不十分である。

<内容 ~窒息~>

- 窒息の可能性のある玩具や小物が保育環境下に不用意に置かれていた。
- 保育室及び園庭内の点検を定期的には実施していない。

点検項目を記載し、定期的を確認するようにしてください。

児童の事故防止に配慮していない。

<内容>

園周辺を短時間で出かける園外保育時に、職員が1名で対応していた。

近距離であっても、園外保育時は、複数の保育士等が対応し、安全な保育を行うようにしてください。

# 1 令和7年度 指導検査 口頭指導事項

指導計画が未作成である。  
指導計画が内容不十分である。

<内容>

- ・ 障害のある子どもの年間指導計画が未作成であった
- ・ 指導計画（全体的な計画・年間指導計画）について、長時間にわたる保育が位置付けられていなかった。

障害のある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、指導計画の中に位置づけてください。子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図るようにしてください。

子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけるようにしてください。

# 1 令和7年度 指導検査 口頭指導事項

保育日誌が未作成である。

<内容>

1歳児の日々の個人記録が作成されていなかった。

心身の発育、発達が顕著な乳児等の個人記録は一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即した個別的な指導計画を作成するための重要な資料となるので、個人記録を作成するようにしてください。

# 1 令和7年度 指導検査 口頭指導事項

給食（献立）会議による情報共有が未実施である。

<内容>

- ・給食会議が行われず、調理員のみによる日々の確認に留まっていた。

献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による給食会議を開催し、情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めるようにしてください。

# 1 令和7年度 指導検査 口頭指導事項

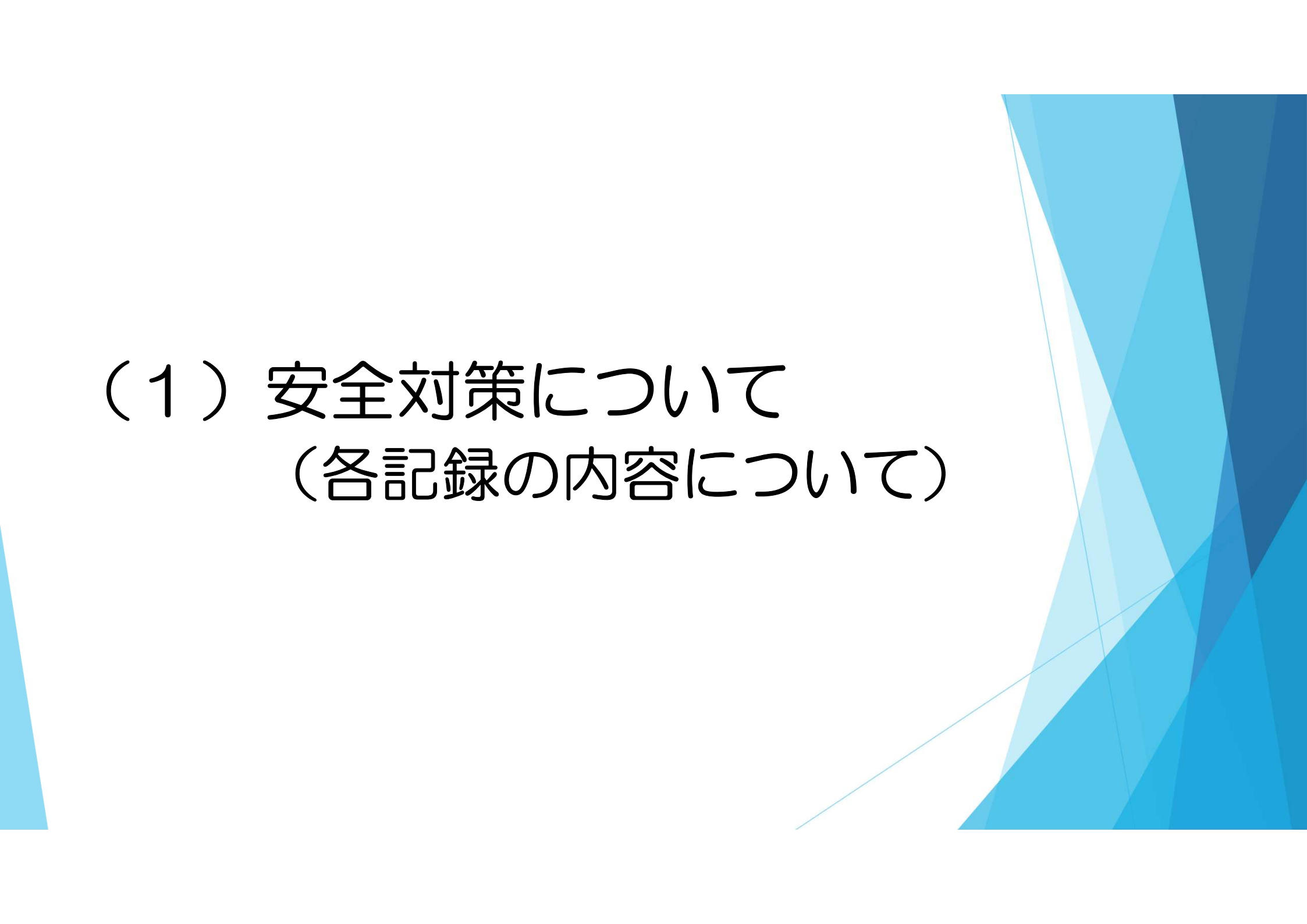
保育時間、開所時間、開所日数が適切に設けられていない。

<内容>

- 保護者参加行事の午後において、事前の確認をせずに保護者向けお知らせ(園だより)に「園外保育のため土曜保育はありません」と、家庭保育を依頼していた。

保育園は、原則として11時間開所することとなっています。土曜日行事等がある場合でも、保護者の意向を確認し、必要に応じて保育を行ってください。

## 2 令和7年度の主な助言事項について

The background features a complex geometric pattern of overlapping triangles in various shades of blue, ranging from light sky blue to deep navy blue. The pattern is most prominent on the right side of the slide, with some elements extending towards the center.

(1) 安全対策について  
(各記録の内容について)

## 【睡眠チェック表、記録についての助言内容】

- 記入漏れがないようにする（15分以上記入なしがあった。）
- うつ伏せを直した記録がない。
- 横向きを仰向けにしていない。
- 横向きを仰向けと記録している。

# 【睡眠チェック表】記入例

令和 ○年 ○月 ○日 (△) 曜日

天気 晴れ

室温 ○℃

湿度 □%

□照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。

□乳幼児のそばを離れない。

□仰向け寝を徹底する（医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く。）

※胸が布団についていたらうつぶせ寝であり、仰向けに直す。

□厚着をさせない、暖房を効かせすぎない。

↑ 仰向け   ← → 横向き   ↓ うつぶせ

※体位を仰向けに直したら矢印を○で囲む

名前	時間	11:00												
		00	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	
目黒 桜子	姿勢		↑	↑	↑	→	→	→	→	↑	→	→	→	
	顔色・呼吸		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	記録者		わ	わ	わ	お	お	お	お	よ	よ	よ		
	備考(咳等)					咳								

✗ 15分間体位を直していない。

○ 横向きが続く体位を繰り返し直している。

## 【乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策の観点】

- 乳幼児突然死症候群予防の観点から、医学上の理由を除き、うつ伏せ寝を避け、**仰向けに寝かせ、睡眠中の状態**をきめ細かく**観察**する等、基本事項を遵守すること。
- **預け始めの時期**については、特に注意しきめ細やかな見守りを行うこと。
- うつ伏せ寝や横向き寝を仰向けに直したら、**体位を直したことが分かる記録**をつけること。
- 室温、明るさ、寝ている周辺環境は整えること（曇り、雨の日も、子どもの顔色が見えるようにする。）

## 【食事に関する助言内容】

- 食べているときの子どもを見守りが不十分である。
  - ・ 子どもが食べ始めても、配膳しており見ていない。
  - ・ 保育士も一緒に食事しており、必要な介助が出来ていない。
- 椅子の高さが合っておらず、足が床についていない。

## 【各記録の助言内容】

- 散歩記録

帰園時の確認をしていない。または散歩に行った保育士が確認している。

- 水遊び、プール記録

監視者、保育をしている人の記名がない（11件）

- ヒヤリハット記録

クラス、児童名、再発防止の記入がない。

# 水遊び・プール記録

クラス	こどもの人数	保育士名	監視者名	時間	気温	暑さ指数

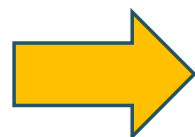
合同実施していても  
クラスごとに記入する

人数ではなく名前を記入  
監視者と役割を明確にする

開始と終了時  
間を記入する

# ヒヤリハットの記録・共有

ヒヤリとしたこと



職員で共有  
解決策の共有



ヒヤリハットは、  
多いほうが良い

→個人の気づきを共有  
することで、事故を  
未然に防げる

- 床におもちゃが散乱していて子どもが転ぶかもと気づいた
- 棚の上に職員の水筒があり、落下防止策がなく、危なかった
- 手作り遊具のぬいぐるみのボタンがとれかかっていた。
- 保護者に怪我の伝達を忘れた



- 保育をしながら、様子を見て片づけていこう
- 何気なく置いてしまう。忙しくても安全管理を徹底する
- 遊具の点検を毎日の掃除するタイミングで確認しよう
- 伝達漏れないが仕組みを検討しよう

## 助言した状況について

- 安全チェックリストについて（事故を未然に防ぐために）  
「口に入れると窒息の可能性のあるものを、不用意に置いていない」の項目がない。
- ペットボトル玩具の、ビニールテープがはがれていたり、口が開きやすくなっていた。
- 保育室の子ども手の届くところに、塩素系漂白剤が置いてある。

- 延長補食、夕食の温めを調理室で保育士が行った記録がない。

- 発注、在庫確認表に施設長のサイン、捺印がない。

※記録等を整えることで、事故が起こりにくい仕組み作りになります。施設長は日々、記録の確認を行いましょう。

## (2) 保育の記録について

### 保育の質を高める取り組み



## ●指導計画について

年間指導計画→月案→週案→日誌

- つながりがあるか
- ねらいが具体的であるか
- ねらいに対しての配慮になっているか  
保育士の行為を記入
- ねらいに対して振返りをする

## ●日誌について

### 子どもの姿（行動記録）

- 1つの場面、状況を主観を入れずに姿のみ記入する。保育士の関わり、そこからの変化も記録する。
- 場面により子どもの動き方、手、指等の使い方等よく見て記録する。
- その行為の時間、つぶやき、会話等拾ってみる。

### ふりかえり

考察～子どもの姿から見て取れること。

反省～保育士の配慮、具体的な働きかけについてどうだったか。

ねらいに対して振り返る。

## (3) 衛生面について



## 【衛生に対する助言内容】

- おむつ交換を室内で行い、手洗いを保育室の洗面所で行っている。（5件）
- 子どもが食事前トイレの洗面所で、手洗いをしている。（6件）
- 配膳時、食事指導時三角巾から髪の毛が出ている。または三角巾等をしていない。
- 配膳室、調乳室に不要なものがある。
- 調乳室に専用の履物、エプロン、帽子がない。

## (4) 人権に配慮した保育について

## 昨年度の助言内容

### 行動の制限・精神的苦痛

- 乳児をラックやバウンサー等で、寝かせたままにしている。
- 配膳まで着席したまま5分くらい待っている。
- 食べ終わらない子どもに対し、午睡時間も食べさせ続けている。
- アレルギー児が最初に座り、全児童の配膳が終わるまで待っている。
- アレルギー児の席が必要以上に離れており、隔離されている。

## 具体的な内容 ①

### 身体的苦痛

- 行動を促すときに肩や腕を乱暴にひっぱる、頭を小突く等をしていないか。
- 食事の際に、無理やり口に入れていないか。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強く、子どもの体を叩いたり、背中を押さえつけたりしていないか。

## 具体的な内容 ②

### 精神的な苦痛

- 子どもによって、差別をしたり特別扱いしたりしていないか。
- 大声で怒鳴ったり、命令的な口調になったりしていないか。
- 無視や放置をしていないか。
- 無言で後ろから子どもを、移動させるなどしていないか。

## 具体的な内容 ③

### 行動の制限

- 特定の狭いスペースで、限られたおもちゃで遊ばせるなど、自由な遊びを制限していないか。
- 早く午睡から目覚めた子どもを、長時間、布団で待たせたり、静かにするように強制したりしていないか。

## 具体的な内容 ④

### プライバシーを守る

- 着替えの際は、なるべく全裸にならないように上下別々に着替えさせているか。
- 着替え、おむつ替え、プールの際は、外部からの視線を遮る工夫をしているか。
- 幼児のトイレには、ドアや衝立などが設置されているか。

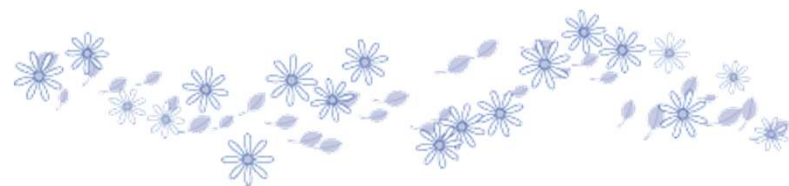
子どもの人権を守る環境、子どもの人権を尊重した関わり とはこういったことかについて、日常的に振り返る、事例を通して学びあうことができる職員集団であることが望ましい。

## (5) その他



## 【その他の助言内容】

- インフルエンザ、新型コロナウイルスの登園許可書  
が医師によるものになっている。
- 保育室に室温計、湿度計が設置されておらず、体感  
で保育室を管理している。
- 重要事項説明書の記載内容と実態が不一致である。



ご視聴ありがとうございました。